

平成 21 年 6 月 17 日

厚生労働省 保険局長  
水田 邦雄 様

社団法人 全国訪問看護  
会長 相川



## 平成 22 年度診療報酬改定に関する要望書

質の高い医療を効率的に提供するための医療機能の分化・連携を推進することにより、在院日数の短縮化が図られる一方で、本格的な少子高齢社会・多死社会の到来を前に、在宅療養者の増加が見込まれる中、地域での訪問看護ステーションの役割も益々大きくなってきております。そのため、在宅療養者が地域で安心・安楽に在宅生活を送ることができるよう、訪問看護サービスの安定的な供給を維持し、訪問看護を必要とする方に必要な看護を提供する体制の整備が不可欠です。

つきましては、平成 22 年度診療報酬改定にあたり、下記の項目について要望いたしますので、何卒ご配慮いただきたくお願い申し上げます。

### 重点要望事項

1. 頻回な訪問看護が必要な重症者等の在宅療養を支援するため、必要時に確実に訪問看護が提供できるよう、訪問看護基本療養費の週 3 回の回数制限の撤廃を行うこと。それに伴い、訪問看護管理療養費の算定日数制限を見直すこと。
2. 医療保険による訪問看護の安定的なサービス提供を確保するため、医療保険と介護保険における訪問看護の評価の齟齬をなくし、整合性を図ること。
3. 退院後の円滑な在宅移行や在宅療養の継続・看取りを支えるため、看護師が主体となって医療的ケアを実施する医療保険適用のショートステイ「在宅療養支援ステーション」(仮称)を創設すること。
4. 訪問看護師の人員・人材確保と安定した経営の実現のため、基本療養費の引き上げを図ること。

## I. 診療報酬の改定に関する要望事項

### 〔要望事項〕

1. 頻回な訪問看護が必要な重症者等の在宅療養を支援するため、必要時に確実に訪問看護が提供できるよう、訪問看護基本療養費の週3回の回数制限の撤廃を行うこと。それに伴い、訪問看護管理療養費の算定日数制限を見直すこと。

① 訪問看護基本療養費の週3回の回数制限の撤廃

厚生労働大臣の定める疾病等もしくは特別訪問看護指示書以外の利用者にも回数制限なく、週4回以上訪問できる報酬体系に、対象拡大すること。

② 訪問看護管理療養費の算定可能日数の制限撤廃

1ヶ月に13回以上の訪問に対しても管理療養費が算定できるようにすること。

2. 医療保険による訪問看護の安定的なサービス提供を確保するため、医療保険と介護保険における訪問看護の評価の齟齬をなくし、整合性を図ること。

① 複数名による訪問看護の評価

介護保険と同様に複数名訪問に報酬をつけること。

② 重症者管理加算の算定条件である訪問日数の条件撤廃

「1ヶ月に4回以上の訪問」という条件を撤廃し、介護保険と同様に回数に関係なく重症者管理加算を算定可能とすること。

③ 重症者管理加算の対象拡大

在宅自己注射の指導および真皮以上の褥創ケアの対象者についても重症者管理加算を算定可能とすること。

④ 同日2箇所からの訪問看護の算定

介護保険と同様に、同日2箇所からの訪問看護を算定可能とすること。

⑤ 医師の訪問診療と同日の訪問看護の算定

訪問診療と訪問看護はそれぞれ役割が異なるため、介護保険と同様に訪問診療と同日の訪問看護も算定可能とすること。

⑥ **ターミナルケア療養費の算定要件の見直し**

ターミナルケア療養費の算定要件を見直し、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認された場合にも算定可能とすること。

⑦ **特別の関係の医療機関との退院時共同加算の算定**

特別の関係であっても退院時に調整・支援する内容は同等であり、特別の関係の場合においても、退院時共同加算を算定可能とすること。

**3. 退院後の円滑な在宅移行や在宅療養の継続・看取りを支えるため、看護師が主体となって医療的ケアを実施する医療保険適用のショートステイ「在宅療養支援ステーション」（仮称）を創設すること。**

① **医療保険適用の在宅療養支援ステーションの創設**

退院後の円滑な在宅移行や在宅療養の継続・看取りを支えるため、地域の訪問看護ステーションや医療機関と連携し、看護師が主体となって医療的ケアを実施する医療保険適用の在宅療養支援ステーションを創設すること。

**4. 訪問看護師の人員・人材確保と安定した経営の実現のため、基本療養費の引き上げを図ること。**

① **基本療養費の引き上げ**

訪問看護ステーションの経営安定化を図り、在宅での看取りのケアなどを充実させるためにも、基本療養費の引き上げを図ること。

**5. その他**

① **小児への居宅以外への訪問看護の場の拡大**

看護職員の配置のない居宅以外（通園・通学先、通所・入所施設など）の場における、小児への訪問看護を可能とすること。

② **通所サービスの医療保険対象者への適応**

医療ニーズのある重度障害者・児で医療保険対象者の通所サービスへの報酬を認めること。

③ **移動距離や季節変動に応じた加算の算定**

訪問看護ステーションのサービス提供する地域に応じて、移動距離、季節変動、等も含めた要件の見直しをすること。